

ものづくり企業地域共生推進事業（二次募集）募集要項

1 事業内容

区内ものづくり企業立地継続・住工混在問題解消のため、東京都と品川区が連携し地域と調和することで持続的な発展を希望する都内中小製造者が行う地域との共生を図るための取組に対し、操業環境の改善（防振・防音・防臭等）や住民環境整備などにかかる経費の一部を助成します。

2 助成額

最大375万円（助成率3/4）

※申請件数等を考慮し、面接審査の上、予算の範囲内で区が助成額を決定します。

3 申請期間

平成30年8月1日（水）～平成30年9月28日（金）午後5時（※必着）

4 助成対象者

次の（1）～（4）に掲げる要件全てを満たすこと。

（1）次に掲げるいずれかの要件を満たす者。

ア 資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下または従業員の数が300人以下の製造業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと。ただし、ゴム製品製造業（一部を除く。）は資本規模3億円以下または従業員900人以下の者であること。なお、「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合をいう。

① 大企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資していること。

② 大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資していること。

③ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務していること。

④ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられること。

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合（事業協同組合等）または中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員半数以上が都内に主たる事業所を有す中小企業であるもの。

ウ 一般社団法人および一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する社団法人および財団法人

エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人

- (2) 法人住民税および事業税（個人事業主の場合は住民税および個人事業税）を滞納していないこと。
- (3) 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- (4) 以下のいずれかの者。
 - ①品川区に工場を有し、区内において1年以上継続して操業する者
 - ※現在、工業地域・工業専用地域で操業している者は原則対象外
 - ※登記簿または法人住民税納税証明書で品川区の住所が確認できること。
 - ②過去に品川区で1年以上操業しており、現在も都内で操業し、平成31年3月15日までに品川区に工場移転を完了する者

5 助成対象事業

以下の事業が助成対象事業となります。ただし、他の補助金等を一部財源とする事業および助成対象経費の総額が100万円未満のものは除きます。また、耐震工事も対象外です。

(1) 操業環境改善事業

工場の操業により生じる騒音、悪臭および振動等に関して近隣住民等へ配慮する以下の事業。

①工場改修事業

区内の現工場および都内の移転先工場における改修（新增築は含まない）

②工場移転事業

区内工場への移転および都内工場の改修に伴う一時移転

③設備更新・導入事業

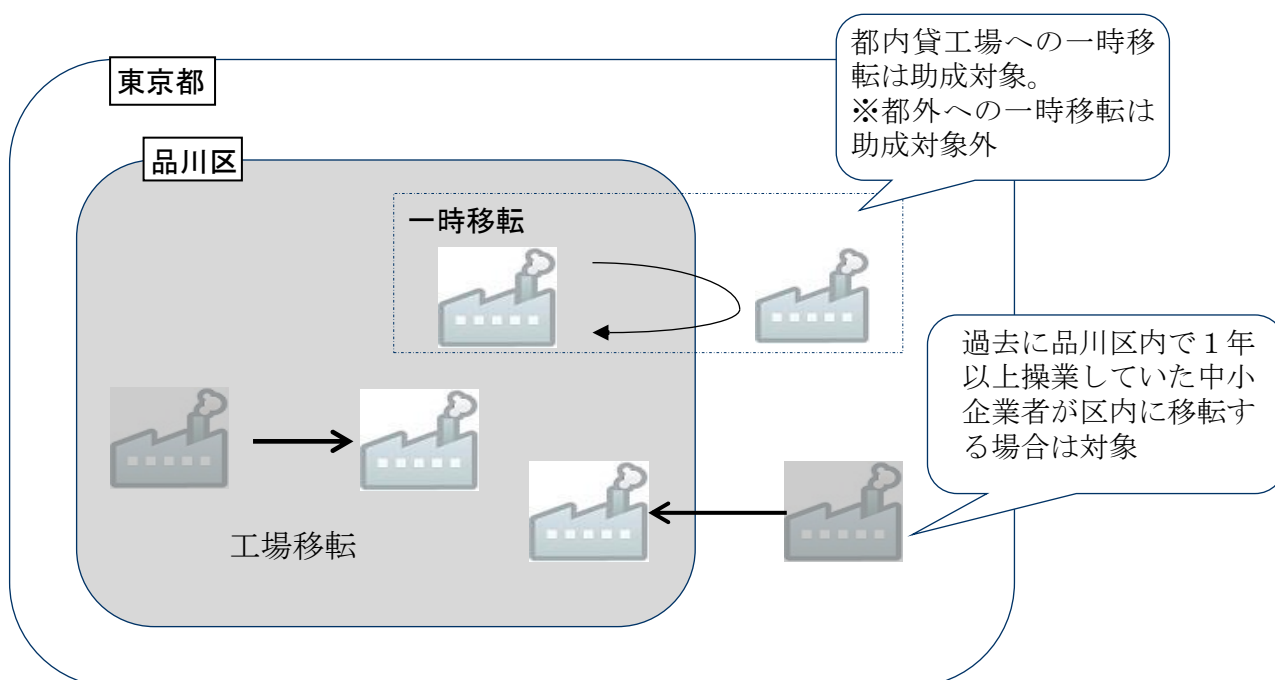
区内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新および区内の現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置または工場の敷地内に新たに設置する設備の導入

(2) 住民受入環境整備事業

地域との共生を目的として行う以下の事業。

①住民受入環境整備事業

区内工場の外壁美化、緑道の整備、オープンスペースの整備等



6 助成対象経費

【操業環境改善事業】

(1) 工場の改修事業

① 区内の現工場を改修するために必要な以下の経費

- ア 現工場の改修に係る費用（施工費等）
- イ 建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）

② 区内の移転先工場の改修を行うために必要な以下の経費

- ア 移転先工場の改修に係る費用（施工費等）
- イ 移転先工場に係る建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）

上記①および②の経費については、新築工場および移転先工場の増築部分に係るものを含まない。

※「建物付帯設備」は、操業時の騒音・振動対策に必要な設備、防脱臭設備、工場排煙の浄化・軽減設備等、操業環境の改善に必要な設備のうち、建物から容易に移動または取外しができないものをいう。

(2) 工場の移転事業

① 区内への工場移転に必要な以下の経費

- ア 機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）
- イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）

② 区内の現工場の改修、増築、または建替（現工場を取り壊した後、同土地で行う工場の新築）に伴う一時移転に必要な以下の経費

- ア 改修等施工期間中の一時移転に係る都内貸工場の賃借費
- イ アの一時移転に伴う機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）
- ウ アの一時移転に伴う機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）

(3) 設備更新・導入事業

① 区内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新に必要な以下の経費

- ア 機械等設備の更新に係る費用（購入費・施工費等）
- イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・撤去費等）

② 区内の現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置または工場の敷地内に新たに設置する設備の導入に必要な以下の経費

- ア 機械の導入に係る経費（購入費・施工費等）

【住民受入環境整備事業】

(1) 住民受入環境整備事業

- ① 住民受入環境の整備に係る費用（購入費・設計費、施工費、撤去費等）。

7 対象経費にあたらぬもの

(1) 消費税及び地方消費税

(2) 飲食代と認められるもの

(3) リース等について、助成対象期間外の期間に係るもの

- (4) 委託契約において、委託先の資産となるもの
- (5) 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの
- (6) 助成対象事業以外の事業と混同して支払が行われており、助成対象事業に係る経費が区分できないもの
- (7) 手形、小切手またはクレジットカードにより支払が行われている経費
- (8) 契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に行われていないもの
- (9) その他区長が助成対象外経費と認める経費

8 事業全体の流れ



<p>【8月1日～9月28日】 申請書受付期間（※必着）</p> <p>【10月上旬】 審査会</p> <p>【11月上旬】 助成金交付の可否決定通知 ⇒助成金交付決定が下りてから、対象事業の工事契約等の締結および工事着手が可能。それよりも前の工事契約等の経費は対象外。</p> <p>【3月20日】 実績報告書提出締め切り （※工事および支払いは事前に完了すること） ⇒実績報告書提出後、品川区による現地調査</p> <p>【4月中旬】 助成金額確定および助成金交付</p>
--

※ 上記日程は、状況により変更される場合があります。

9 申請にあたって

(1) 提出書類

- ①品川区ものづくり企業地域共生推進助成金交付申請書（区指定様式）
- ②事業計画書(別紙1～4 区指定様式)
- ③その他添付書類一覧
 - ・企業概要（パンフレット）
 - ・計画概要資料（工場の位置図、写真等）
 - ・（法人）法人登記事項証明書及び定款の写し
（個人）商号登記に係る登記事項証明書の写し
 - ・経費積算に係る見積書
 - ・決算報告書、貸借対照表及び損益計算書（1期分）
 - ・工場設置認可書の写し
 - ・納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（1期分）
 - ・建築概要書の写し（改修事業、移転事業の場合に添付）

(2) 区指定様式の入手について

商業・ものづくり課ホームページ「ものづくり支援サイト」よりダウンロードしてください。ものづくり企業地域共生推進事業ページURL

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/jyosei/ricchi.php>

(3) 留意事項

- ① 提出された書類、参考資料等はお返しできません。
- ② 申請書類は郵送または持参により提出してください。

10 審査について

- (1) 面接審査とし、審査会ではまず審査員に対して申請事業の説明を行い、その後審査員による質疑応答の時間を設けます。詳細については別途通知します。
- (2) 審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じかねます。

11 交付決定について

- (1) 助成金の交付決定額は、助成金申請額と異なる場合があります。
- (2) 助成金交付に際し、区長が必要な条件を付す場合があります。
- (3) 交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告の検査後に助成金額を確定します。

12 注意事項

- (1) 操業環境改善事業の契約および工事に着手できるのは、助成金交付決定が下りてからになります。また、当該事業は平成31年3月15日までに工事および支払いの完了が必要です。
- (2) 補助対象の工事の他、補助対象外の工事を同時に行う場合、両工事に係る経費を明確に区分するため、各工事について契約相手先を別にしてください。両工事の性質上、契約相手先を別にするができない場合、契約相手先は同じでも、契約を分けた上、工事の実施時期を別にしてください。
(工事の実施時期を別にするとは、一方の工事が完了後に、もう一方の工事の契約を行い、工事を実施することです。)
- (3) 設備の更新を行う際は、現在使用している設備の処分（廃棄・売却等）が必要です。事業期間内に処分できない場合は補助対象外となります。また売却による収入分は補助対象経費から除外します。
- (4) 工場の改修に伴う一時移転の場合、同一年度内に現工場に戻るできない場合は、片道分での申請もできます。また移転先から現工場に戻る経費のみ

を申請することもできます。

- (5) 改修に伴う一時移転の場合、改修後の現工場に戻ることが条件となります。
(計画変更等により現工場へ戻らない場合には補助金を返還していただきますのでご注意ください。)

13 助成対象事業の変更・中止等

やむを得ない理由で助成事業の内容を変更する場合または中止しようとする場合は、あらかじめ区長にその承認を得なければなりません。

14 実績報告

助成事業を完了（工事の完了、支払いの完了を指します。）した場合、平成30年3月20日（水）までに下記の書類の提出が必要です。

- (1) 実績報告書（区指定様式）
- (2) 実施報告書（区指定様式）
- (3) 収支決算書（区指定様式）
- (4) 助成対象事業に実施に係る見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等
- (5) 事業完了を明らかにするもの（図面、写真等）
- (6) 工場（変更）認可書の写し
- (7) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、定款の写し

※（4）の書類については写しをご提出ください。また、通常業務で一括処理をするのではなく、助成事業専用書類として扱ってください。

※銀行振り込みの場合は、銀行の領収書（振込依頼書控）を必ず受け取ってください。

※（7）の書類については、申請時より変更がなければ提出の必要はありません。

※必要に応じて書類の追加提出をお願いする場合があります。

15 助成金額の確定および助成金交付

実績報告書を区が受け取った後、区はその内容を審査し、現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容およびそれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定します。（※助成金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。）

助成事業者が助成金交付確定通知書を受領した後、事業者からの請求に基づき助成

金をお支払します。

16 助成事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の義務が発生します。

- (1) 助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、助成事業の対象となった工場の操業状況、およびその他区長が必要と認める書類を指定する期日までに、毎年度提出しなければなりません。
また、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、区長が報告または実地検査を求めた場合それに応じなければなりません。
- (2) 助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は品川区内で操業するよう努めなければなりません。
- (4) 助成事業の実施により取得した財産の管理および処分について、以下の事項を守らなければなりません。
 - ①助成事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。
 - ②取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
 - ③取得財産等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、取壊し、担保に供する）しようとする場合は、あらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定する年数を経過している場合はこの限りではない。
- (5) 助成事業が完了した後、助成目的以外で助成事業の完了により相応の収益が生ずる場合は、助成率に応じて、その収益額の全部または一部を納付しなくてはなりません。

17 助成金交付決定の取り消し

次の(1)～(6)のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定額の全部または一部を取り消すことがあります。（「12 助成金の返還」参照。）

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 助成対象者としての要件を満たさなくなったとき。
- (5) 区長が事業の実施を不相当と認めるとき。
- (6) 他の区市町村から同一内容の助成を受けていると判明したとき。

18 助成金の返還

助成金交付決定の取り消しその他により助成金を返還する事由が生じた場合には、助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金額を付した額を、区が指定する方式により返還していただきます。

19 その他

助成対象となった方については、企業名、代表者名、所在地、電話番号をホームページ、品川区広報紙等により公表する場合があります。

20 問い合わせ（申請書提出先）

〒141-0033

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

品川区地域振興部 商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL：5498-6340（直通）

FAX：5498-6338